## 日本観光ホスピタリティ教育学会 編集委員会規定

(趣旨・目的)

第1条 日本観光ホスピタリティ教育学会は、日本観光ホスピタリティ教育学会会則第5条にもとづき、機関誌『観光ホスピタリティ教育』(Annals of Tourism & Hospitality Education)を発行するために、編集委員会をおく。

(業務)

- 第2条 編集委員会は、次に掲げる業務を行う.
  - (1) 投稿原稿募集の告知
  - (2) 招待論文ほか依頼原稿の執筆要請
  - (3) 書評および書評論文の対象文献の選定と執筆の依頼
  - (4) 関連学会の動向、全国大会報告、学会通信、編集後記の記事編集・執筆
  - (5) 投稿原稿の審査に関する諸措置
  - (6) 機関誌各号の掲載原稿の審議および目次の決定
  - (7) 機関誌印刷業者との折衝
  - (8) 学会大会および研究会等における,投稿を薦めるにたる業績の発見
  - (9) その他機関誌発行に必要な事項

(組織)

- 第3条 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各1名および編集委員若干名から構成される.
  - 2 編集委員長および編集副委員長は、理事会において互選される.
  - 3 編集委員は、理事会の議にもとづき、会長が委嘱する.

(職務)

- 第4条 編集委員長は、編集委員会を主宰し、機関誌編集を統括する.
  - 2 編集副委員長は、編集委員長を補佐し、委員長不在のときは、これに代わる.
  - 3 編集委員は、機関誌編集を担当する.

(任期)

- 第5条 編集委員の任期は4年とし、再任することを妨げない、また、始期は4月1日とする.
  - 2 編集委員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする.

(委員会の開催)

第6条 編集委員長は委員会を原則として年1回招集し、機関誌の編集および投稿原稿の審査に関する事項の審議を行う.

(専門委員)

- 第7条 編集委員会は、投稿原稿の審査のため、正会員のなかから査読者を指名することができる.
  - 2 編集委員会は、特定の原稿の査読者の氏名を公表しない.
  - 3 査読者は、編集委員会の依頼により、投稿原稿を審査し、その結果を編集委員会に報告する.
  - 4 編集委員会は、査読者による査読結果の報告に基づいて、投稿原稿の採否、修正指示等の措置を決定する.

## (細則の制定)

第8条 この規定に関連して、編集規定、投稿規定、執筆要項、審査規定を別に定めることができる.

(付則) この規定は、平成14年4月24日から施行する.

(付則2) この規定は、平成17年3月13日に一部改訂し、施行する.

(付則3) この規定は、平成26年11月22日に一部改定し、施行する.

この規定の変更は、日本観光ホスピタリティ教育学会理事会の議を経ることを要する.